

川内原発行政訴訟第9回裁判傍聴雑記

栗山次郎

はじめに

2018年9月5日午後1時半から福岡地裁で「川内原発行政訴訟」の第9回目の裁判が開かれました。これは、2014年9月に原子力規制委員会が九電に出した川内原発再稼働許可を取り消すように求めた行政裁判です。提訴は2016年6月でした。原告代理人は5回目の裁判辺りから、既に論点は出尽くしているのだから早々に結審するようにと求めていたのですが、国側は碌に口頭弁論を行わず、徒に引き伸ばし、世の中が再び原発安全神話に籠絡されてしまう日を待つ戦術を取っていて、この日に至っていました。

原告側は5日午後1時前から門前集会を開き、閉廷後2時半前から近くの公民館で報告集会を開きました。それが終わったのは3時半過ぎでした。それら様子を報告します。ではありますが、録音していたわけではありませので、記憶頼りの報告です。ご了解ください。

門前集会

秋風が立ち、朝夕は涼しく過ごし易くなったとは言え、この日9月5日の日中は照りつける暑い日でした。福岡城址にあった福岡地裁、高裁、家庭裁判所が六本松の九大キャンパス跡地に引っ越したのが8月20日ですから、ピカピカの裁判所です。

門前集会は、周りには緑もなく照りつける日差しの下で、午後1時に始まりました。15分ほどでしたが、私の隣にいた大分から来た女性の方は、本当にここは緑もなく、昔のお堀端はよかったね、お堀にはハスの花がポツカリと咲いていて、と言っていました。確かにお堀端の以前の裁判所の方が風情がありました。新しい裁判所は殺風景、建物は殺伐としていますが、新しく広がってはいます。裁判関係者には、裁判官の良心にのみ従った市民、国民の心に響く判決を期待したいところです。

私には門前集会については大分の方の上記コメント以外には覚えていません。

法廷

1時半少し前に裁判官が入廷します。先ず事務的な報告を行います。これが

いつにもまして多く、5分近くかかりました。例の如く裁判長の声はよく聞こえなかったのですが、左か右陪席の裁判官が異動により変更になった旨の報告もありましたが、裁判が長くなったのは原告側、被告側双方から提出された書面が多く、その報告があったからです。

続いて原告側の準備書面の要旨の説明がありました。甫守弁護士と中野弁護士による口頭弁論は以下のようなようでした……と言いたいところですが、裁判時での説明の内容は分りにくいところがあり、以下は報告集会での発言をつなぎ合わせての説明です。そのおつもりでご覧ください。

(A) 火山ガイドは合理性を欠いている、それに基づいて行われた再稼働認可は妥当ではないので、取り消すべきだ、と主張しました。

(B) 原子力規制委員会は適合性を審査して合格としたのですが、その審査には過誤があり、且つ欠落した部分がある、そのような審査で出された再稼働認可は妥当ではないので、取り消すべきだ、と主張しました。

(C) 火山灰降下に関するシミュレーションについては（中野弁護士執筆と思われる）準備書面でその問題点が詳細に指摘されています。そのうちの2点のみ短縮のうえに短縮して記しておきます。

(1) 規制委員会は火山灰降下のシミュレーションによる数値が基準以下だとして再稼働を認可したのであるが、火山灰降下は風向きによって左右されるので、シミュレーションに見られるいろいろな方向で想定される降下量の平均値では降下量の実態を表していない。そのような実態を反映していない数値にのみ基づく再稼働認可は妥当ではない。

(2) 九電提出の資料は「桜島薩摩噴火のたった1個のデータによって、降下火砕物の影響評価をしている」に過ぎない。

その他諸根拠により、再稼働認可は取り消すべきだ、と主張しましたという論旨です。

(D) この提訴は行政訴訟である。現在の審査基準などによって再稼働が妥当であるかどうかではなく、再稼働認可が行われた時点での基準が妥当であったかどうかによって判断されるべきである。まして、今巷間に流布している「社会通念上」理論は採用されるべきではない等の主張です。

その後で、共同代表の河合弁護士が早々の結審を要望しました。これで原告側の意見陳述等は終わりです。

被告、国側からは書面の提出だけで、これも例の如くですが、口頭での弁論はありませんでした。

この後被告側、原告側の進行に関するやり取りがありましたが、私にはよく把握できませんでした。

次回の裁判は12月17日（月）午後1時半からです。

上記（A）に関して、原告側弁護団が提出した書面は実に126ページあります。甫守弁護士が書いたものですが、国（九電）側の立論に丁寧に、十分に、分かり易く、詳しく反論したものです。内容は既に書面や法廷で述べた内容と重複するのですが、国側提出の書面の内容は粗雑にして誠意がないとは言え、無視したり、「その点についての反論はこれこれで既に述べている」と言うだけでは裁判所はもしかしたら九電側の主張を採用するかもしれない、それを防ぐために懇切丁寧に反論した、ということらしいです。

報告集会

報告集会の大半は裁判の内容の説明とそれに関する質疑でした。その一端は上記したとおりです。裁判では出なくて、報告集会でのみ話題になったテーマは二つありました。

（A）原告側勝訴即原発稼働中止とはならない：原告側が勝訴したら国は控訴するでしょう（裁判が確定しない）、そうすると裁判が続くので、原発稼働は続く（でしょう）。これが勝訴即稼働中止とはならない理由の一つ。いま一つの理由は、常識的には原告側が勝訴（再稼働認可を行政的に取り消す）＝稼働中止と考えられるが、法的には原告側が勝訴、しかし原発は稼働可、という解釈も可能らしい、のです。

それでいま一つのテーマが提出されました、というか強調されました。すなわち、

（B）国が敗訴した場合に再稼働するか稼働中止するかは社会の趨勢が決め手となる。そのためにはぜひとも稼働中止に向けての強力な（市民）運動が必要である。これについては報告集会の場で具体的な提案も提示されました。しかしその実施については結論には至りませんでした。

最後に、司会をしていた青柳氏に促されて河合弁護士が発言しました。その内容はこの裁判のポジションなどでした。録音していたわけではないので、使用した単語や細部は河合弁護士のおっしゃった通りではありません。幾分かは

私が補足した部分もあります。それを前提としてご覧ください。

(A) 当裁判の特別なポジション：原発関連の裁判でのテーマは地震、活断層、避難方法、行政の対応など種々ある。しかし火山活動を正面にすえた裁判はほとんどない。この裁判では、最初から先ほどの裁判でも論告したように「火山」に焦点をしばっている。火山ガイドについてもその内容は杜撰であり、つい昨年、それ今まで基準にしていた火山灰濃度を 1000 倍にも引き上げたほどいい加減な基準を作っていたのだ。

これは、裁判ばかりではなく、原子カムラでも火山の視点は付け足しでしかなかった。主要テーマは地震だった。だから原子カムラは地震学会には大金を投資して自分たちに都合いい論文をどんどん量産させていたし、量産させている。ところが火山のテーマが、例えばこの裁判におけるように、次第に無視できなくなってきたので、最近になって、火山学会の関係者にもお金を出して自分たちに好都合な論文を発表するように仕向け始めた。今回九電側の出した書面に登場する火山学会の面々がその例だ。日本国内ばかりではなく、国外の火山学者にまでドク饅頭を配り始めている。しかし良心に従ってドク饅頭に手を出していない学者はまだまだいる。私たちが頼りにしている人たちだ。

(B) 個々の原発だけではなく原発全体を視野に入れた運動の進行と支援が望まれる：裁判に参加している方々の中には自分の関係している原発の帰趨にのみ関心を持っている場合がある。原発はすべて、濃淡はあるといえど、関連しあっている。原子力規制委員会も全国の原発を見回している。原子カムラは日本全国の原発を斟酌しながら対応している。個々の原発への反対運動も全国の原発の置かれた事情を見ながら、対応を講じなければならない。

(C) 弁護士の中でも世代交代が進みつつある：この裁判の有力メンバーである甫守弁護士、中野弁護士のような有能な弁護士が反原発の裁判に増えつつある。いわば反原発の弁護士の中で世代交代が進みつつあるのだ。これはこれで大変素晴らしいことだ。今後も若い方々に参加してもらいたい。

ではあるが、私自身について言えば、日本の全原発が止まるまで引退はしない（注：報告者栗山には「引退はしない」とおっしゃったのか「隠居はしない」とおっしゃったのか、よく聞こえませんでした。ともかく日本から原発が消えるまで全力を尽くす、という趣旨の発言でした）。

これらの説明、質疑、発言、河合弁護士の発言への甫守弁護士からの訂正要求などがあり「ア～面白かった」報告集会でした。

補足：報告集会終了後、私は会場の後片付けなどを手伝い、会場を後にしました。会場には数人が残って意見交換をしているだけでした。会場だった公民館から地下鉄六本松駅は近いのですが、途中で和菓子屋があります。その前を通る時に、ふと見ると、店の前においてあるベンチで河合弁護士がカキ氷を食べています。挨拶をすると、私と一緒にいた数名の参加者は河合弁護士に釣られてカキ氷を注文していました。なかなかいい風景でした。このシーンは以前の舞鶴の裁判所付近で無理でした。

河合弁護士事務所のスタッフ M 氏によると、この日は「カキ氷日和」。言い得て妙です。 (了)